

新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン
【高等学校版】に関するQ & A（8月7日時点）

※下線部が前回示したQ & Aから改訂した内容です。

■臨時休業の実施等について

Q 1 校内の児童生徒等や教職員が感染の疑いがあり、PCR検査を受けることになった場合、教育委員会に報告する必要があるか。

- 校内の児童生徒等や教職員の日々の健康状況は、学校において十分確認してください。病院への受診状況についても可能な限り把握し、PCR検査を受けることが判明した場合は、速やかに教育委員会に報告してください。
報告先は以下のとおりです。
 - ・児童生徒等の場合 保健体育課健康づくり推進室（0852-22-5425）
 - ・教職員の場合 学校企画課企画人事スタッフ（0852-22-5411）

Q 2 児童生徒等や教職員本人の感染が判明した場合、その児童生徒等や教職員が在籍する学校は臨時休業となるのか。

- 校内の児童生徒等や教職員本人の感染が判明した場合は、その児童生徒等や教職員の学校内での活動状況が、判明までにどのようにであったかを確認し、活動の実態がある場合は、速やかに該当の学校全体を一定期間臨時休業として校内の消毒を行います。
- 臨時休業の期間は、感染判明後の最初の登校日から濃厚接触者が特定されるまでとします。
- 濃厚接触者の特定後、その後の対応を再度検討し、臨時休業を継続するか学校を再開するかを教育委員会で判断します。臨時休業を継続する場合は、休業を延長する前に臨時の登校日を設定し、休業中の課題の配布や生活の指導を行う機会を設けます。
- 感染者に校内での活動の実態がない場合は、該当の児童生徒等の出席停止や当該教職員の特別休暇の取得等による対応とし、原則として臨時休業は行わず、学校の教育活動は継続させます。

Q 3 児童生徒等や教職員本人の感染判明が深夜であっても、感染判明後の最初の登校日から在籍の学校を臨時休業とするのか。

- 感染拡大を防止するために、感染判明が深夜である場合でも、感染判明後の最初の登校日から、在籍の学校を臨時休業とします。ホームページへの掲載や電子メールなど、あらかじめ児童生徒等や保護者に周知している連絡方法により、速やかに臨時休業の情報を伝えてください。
- 臨時休業開始の朝に、臨時休業の連絡を知らずに登校してきた児童生徒等には、登校した時点で状況を伝え、帰宅するように指導してください。
- こうした事態に備えるためにも、日頃から児童生徒等や保護者に対して、深夜であっても臨時休業の決定がなされる場合があることについて周知し、理解を求めておいてください。

Q 4 校内に感染者はいないが、校内の児童生徒等や教職員が濃厚接触者に特定された場合、学校は臨時休業となるのか。

- 地域で感染が拡大しているとはいえない状況（地域の感染レベルがレベル1）である場合、校内に感染者がない状況で校内の児童生徒等や教職員が濃厚接触者に特定されたときは、該当の児童生徒等の出席停止や当該教職員の特別休暇の取得等による対応とし、原則として臨時休業は行わず、通常の教育活動を継続させます。この場合、校内の消毒を行いますが、症状がない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要です。
- 地域で感染が拡大している状況（地域の感染レベルがレベル2又はレベル3）である場合は、防災部や健康福祉部等に臨時休業の必要性について相談します。学校の所在する地域の感染拡大の状況や感染経路の明否等を総合的に考慮して、臨時休業の実施が必要と判断される場合は、地域内の学校を一斉に臨時休業とします。
- 地域に緊急事態宣言が出された場合など、知事から一定の地域内の学校を一斉に臨時休業するよう要請された場合は、要請の趣旨を踏まえて臨時休業の判断をします。
- 対応の検討に当たっては、該当地域の市町村教育委員会とも連携して、感染拡大防止の観点を踏まえて対応を決定します。

Q 5 近隣の県立学校や地域の小中学校の児童生徒等や教職員など、学校とは直接関係のない地域の住民の感染が判明した場合、校内に感染者や濃厚接触者がいなくても臨時休業になるのか。

- 地域で感染が拡大しているとはいえない状況（地域の感染レベルがレベル1）である場合、近隣の県立学校や地域の小中学校の児童生徒等や教職員など、学校とは直接関係のない地域の住民の感染が判明しても、校内に感染者が確認されなければ、原則として臨時休業は行わず、通常の教育活動を継続させます。
- 地域で感染が拡大している状況（地域の感染レベルがレベル2又はレベル3）である場合は、防災部や健康福祉部等に臨時休業の必要性について相談します。学校の所在する地域の感染拡大の状況や感染経路の明否等を総合的に考慮して、臨時休業の実施が必要と判断される場合は、地域内の学校を一斉に臨時休業とします。
- 地域に緊急事態宣言が出された場合など、知事から一定の地域内の学校を一斉に臨時休業するよう要請された場合は、要請の趣旨を踏まえて臨時休業の判断をします。
- 対応の検討に当たっては、該当地域の市町村教育委員会とも連携して、感染拡大防止の観点を踏まえて対応を決定します。

Q 6 日常的な清掃・消毒についてどのように行えばよいか。【更新】

- 消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。
このため、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようしましょう。これらは、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤を用いて、生徒が行っても差し支えないと考えます。
上記に加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的に不要ですが、実施する場合は、業務アシスタントや保健室サポートスタッフ等の活用も検討ください。
- 床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はありません。
- 机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ありませんが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられます。
- 児童生徒等がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能です。
- トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はありません。
- 器具・用具や清掃道具など共用するものについては、使用的都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導します。
- 消毒の方法等について、物の表面の消毒には「消毒用エタノール」、「家庭用洗剤(新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの)」「0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液」、「一定の条件を満たした次亜塩素酸水」を使用します。それぞれ、経済産業省や厚生労働省が公表している資料等や製品の取り扱い説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用してください。また、学校薬剤師等に相談・連携することも重要です。
- 人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康被害のおそれがあることから推奨されていません（「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）より引用）

Q 7 校内の児童生徒等や教職員の感染が判明して校内の消毒が必要となった場合、消毒作業は、誰がどのように行うのか。【更新】

- 校内の児童生徒等や教職員の感染が判明した場合、その児童生徒等や教職員の学校内での活動状況が、判明までにどのようにであったかを確認し、活動の実態がある場合は、速やかに該当の学校全体を一定期間臨時休業とし、校内の消毒を行います。
- 消毒は保健所及び学校薬剤師等の指導に基づき、感染防止の対応を十分に行つたうえで、各学校の教職員で消毒作業を行います。なお、消毒に当たっては、保健体育課の指導主事等が学校に派遣され、消毒方法の指導等に当たります。
- 校内の消毒作業については、令和2年4月17日付け島教保第48号「学校において新型コロナウイルス感染症等が発生した場合の消毒の実施について」及び文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に詳細が示されていますので参考にしてください。
- 施設全体の消毒は不要ですが、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を浸した使い捨ての布巾やペーパータオルなどで拭き取り消毒します。
- 物の表面について新型コロナウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいといわれており、消毒できない箇所は、生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置をします。
- 新型コロナウイルスは、くしゃみや咳に含まれるだけでなく、糞便にも含まれるため、トイレの便座や水道のハンドルも、拭き取りによる消毒を実施してください。その場合は、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用して消毒します。
- 消毒の際には、マスク、手袋、前掛け、ゴーグル、靴カバー等の着用が望ましく、原則使い捨てを利用してください。使用後は、プラスティック袋に二重に密閉したうえで、廃棄物の処理方法に従って廃棄してください。
- 消毒に必要な用具や消毒液は基本的に各学校で調達することになりますが、不足する場合や調達が困難な場合は、教育委員会総務課（0852-22-5403）まで連絡してください。

■寄宿舎における対応について

Q 8 高等学校の寄宿舎で発熱などの症状がある生徒が出た場合、保護者に引き渡してよいか。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合は、感染が疑われますので、静養室などで静養させるとともに、速やかに保護者に連絡した上で、帰国者・接触者相談センター等に相談し、その指示にしたがってください。
- 上記以外の場合は、発症から3日以内に自宅等への移動が完了できる場合に限り、できるだけ早く保護者に引き渡すことについて相談してください。家庭の状況などに配慮することが必要ですが、症状が重くなってからでは帰省ができない可能性が高くなります。帰省について保護者と早めに相談することを検討してください。
- 保護者への引き渡しが完了するまでは、できるだけ他の生徒や教職員に接触しないよう、別室で待機させるなどの対応をしてください。
- 軽い症状が続く場合でも、遅くとも発症から4日目までには、保護者に連絡の上、医師の診断を受け、その指示にしたがってください。

Q 9 高等学校の寄宿舎で、発熱などの症状がある生徒を寄宿舎内で静養させてもよいのか。

- 軽い風邪症状などが出た段階から、保護者との相談により帰省を検討することが望ましいですが、家庭の事情などにより帰省できない場合は、寄宿舎の静養室などで、他の生徒との接触を避ける形で静養させる必要があります。
- マスクの着用や手洗い、咳エチケットの徹底、生徒が手を触れる機会の多い場所の消毒液による拭き掃除など、感染症対策をしっかりと行ってください。また、休養中はもとより、食事は他の生徒とは別にさせたり、入浴は最後になるようしたりするなど、他の生徒と接触の機会をなくし、感染の可能性をできる限り低くする配慮をしてください。
- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合は、感染が疑われますので、静養室などで静養させるとともに、速やかに保護者に連絡した上で、帰国者・接触者相談センター等に相談し、その指示にしたがってください。

Q10 PCR検査の結果、高等学校の寄宿舎に在寮中の生徒の感染が判明した場合、どのような者が濃厚接触者となるのか。

- 感染が判明した場合、該当生徒のそれまでの行動や他の生徒との接触の状況などを保健所が確認し、濃厚接触者を特定します。濃厚接触者として特定されると、PCR検査を受けることになります。
- 寄宿舎内での生活は、いわゆる三つの密（密閉、密集、密接）の状況が生まれやすいため、濃厚接触者に特定される者は、生徒・教職員を含めて人数が多くなることが考えられます。

Q11 高等学校の寄宿舎の生徒が濃厚接触者に特定された場合、14日間必ず寄宿舎内で待機しなければならないのか。

- 濃厚接触者に特定された場合は、PCR検査を受け、感染の状況を確認します。検査の結果陽性であることが判明すれば、医療機関での入院となります。陰性の判定が出た場合は、基本的に14日間寄宿舎内での待機となります。
- 感染拡大のリスクをなくす必要があることから、電車やバス、タクシーなどの公共交通機関の利用だけでなく、保護者の自家用車による場合であっても、長距離の移動が制限されており、基本的には自宅に帰省せず、寄宿舎内で待機することとなります。
- 寄宿舎内での待機期間中は、一時的に部屋割りを変更するなどして、濃厚接触者を一人部屋としたり、複数部屋であっても濃厚接触者とそれ以外の生徒の部屋を分けることが望ましいですが、それが困難な場合は、教育委員会や地元市町村とも相談の上、別の施設が用意できる場合があります。
- 寄宿舎内での待機期間中は、マスクの着用や手洗い、咳エチケットの徹底、生徒が手を触れる機会の多い場所の消毒液による拭き掃除など、感染症対策をしっかりと行ってください。また、食事は他の生徒とは別にさせたり、入浴は最後になるようにしたりするなど、他の生徒と接触の機会ができるだけなくすよう配慮してください。

Q12 高等学校の寄宿舎の生徒が陽性の判定を受けた場合、寄宿舎内の消毒はどうに行えばよいのか。

- PCR検査の結果、寄宿舎の生徒が陽性であることが判明した場合は、保健所から指導される寄宿舎等の施設を消毒する必要があります。なお、消毒に当たっては、保健体育課の指導主事等が学校に派遣され、消毒方法の指導等に当たります。
- 施設全体の消毒は不要ですが、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を浸した使い捨ての布巾などで拭き取り消毒します。
- 新型コロナウイルスは、くしゃみや咳に含まれるだけでなく、糞便にも含まれるため、トイレの便座や水道のハンドルも、拭き取りによる消毒を実施してください。その場合は、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用して消毒します。
- 消毒の際には、マスク、手袋、前掛け、ゴーグル、靴カバー等の着用が望ましく、原則使い捨てを利用してください。使用後は、プラスティック袋に二重に密閉したうえで、廃棄物の処理方法に従って廃棄してください。

Q13 濃厚接触者に特定された生徒が寄宿舎内で待機している間、教職員はこの生徒の監督をしなければならないのか。

- 濃厚接触者に特定された生徒は、PCR検査で陰性の結果であった場合も含め、継続して健康観察を行うことになりますので、保健所から、咳エチケットと手洗いを徹底し常に健康状態に注意を払うよう指導されます。
- 生徒が寄宿舎内で待機している間、教職員は必要な監督を行うことになりますが、体調に大きな変化がなく、生徒自身が寄宿舎内で待機することが可能な場合、日中において必ずしも常時教職員が監督する必要はないものと考えます。
- 生徒が寄宿舎内で待機する際にも、体調に配慮しながら適切に学習課題を与えるなど、学びの機会を保障するよう努めてください。
- なお、炊事員や舍監の勤務が必要になりますが、これらの勤務においても感染防止に十分配慮し、寄宿舎の機能が維持できるように対応してください。

Q14 学校が臨時休業になった場合、寄宿舎は閉じることになるのか。

- 学校が臨時休業になった場合は、基本的には寄宿舎を閉じ、生徒は帰省することになります。
- しかし、寄宿舎生の中に濃厚接触者が確認され待機が必要となる場合や、生徒によって帰省先の感染拡大状況により帰省を控える必要があるなどの理由で、引き続き寄宿舎に留まる生徒が出る可能性があります。
必要に応じて、臨時休業中も寄宿舎の機能を維持できるように対応してください。

Q15 県外から入寮している寄宿舎の生徒が、長期休業などの際に帰省を希望した場合、帰省を認めてよいのか。

- 現在中山間地域の高等学校を中心に、県外からの生徒を多く受け入れています。このため、新型コロナウイルス感染症については、島根県内の感染者の状況だけでなく、感染が特に拡大している地域の全国的な状況の確認など、全国的規模で感染者の状況を注視しておく必要があります。
- こうした状況で、県外から入学している寄宿舎生が長期休業中などに帰省を希望した場合は、帰省先の感染拡大状況を確認した上で、場合によっては感染のリスクを考慮して帰省を自粛するなど、必要に応じて生徒や保護者に慎重な検討を求めてください。
- 国や各自治体において、移動の自粛や制限を行うなど感染の警戒度を高めている地域への帰省にあたっては、生徒や保護者に特に慎重な検討を求めて下さい。
- 帰省することになった場合は、可能な限り保護者等の自家用車での移動の検討を求め、公共交通機関を利用する場合は特に、移動中の感染防止対策を万全にすることを徹底するよう求める必要があります。また、帰省後の自宅での生活においては、次のことを徹底するなど、感染防止のための対策を求めてください。
 - ・毎朝の検温、体温の記録をとることを徹底し、風邪症状の確認を行うこと
 - ・マスクの着用や手洗い（特に食事の前）を徹底すること
 - ・十分な栄養摂取と睡眠の確保など健康管理を行うこと
 - ・帰省中に不要不急の外出や、同居する家族等以外の人との会食など感染の可能性が高い接触の機会を避けること

Q16 県外から入寮している寄宿舎の生徒が、帰省先の自宅等から寄宿舎に帰寮する場合、寄宿舎以外の施設で健康観察することが必要か。

- 県内県外を問わず、寄宿舎生が帰省先の自宅等から寄宿舎に帰寮する際には、事前に生徒本人の健康状況や休業中の生活の状況などを電話等で確認し、帰寮に問題がないかを確認してください。
- 帰寮にあたっては、帰寮後に、一定期間（14日間程度）の特別健康状況確認期間（※）を設けることで、特に健康管理を徹底させてください。

※「特別健康状況確認期間」

- 毎朝の検温、体温の記録、風邪症状の確認などを生徒だけに任せるのでなく、教職員が直接本人に確認するなど、徹底した健康観察を行う期間とする。
- 寄宿舎に入り、感染症対策を確実に行いながら他の寄宿舎生と同様の生活をさせ、通常どおり登校させるが、次のいずれかに該当する場合は、寄宿舎以外の宿泊施設に生活の場を移して健康状況の確認を行う。
 - ①緊急事態宣言の対象となっている地域をはじめ、国や各自治体において、移動の自粛や制限を行うなど感染の警戒度を高めている地域からの帰寮であり、保護者や本人から、他の寄宿舎生から離れた場所での健康状況の確認の希望があった場合
 - ②体調不良の兆候が見られ、Q8やQ9で示したような対応をとる際に、静養室等の個室が確保できない場合など、寄宿舎以外の宿泊施設での健康状況の確認が必要であると学校長が認める場合

- 健康状況の確認を寄宿舎以外の宿泊施設で行う場合、必要となる宿泊経費は県の負担とします。なお、食費は個人負担とします。宿泊施設の設定にあたっては、必要に応じて学校の所在する市町村と相談してください。

■学校行事等における対応について

Q17 新型コロナウイルス感染症に対応して、学園祭等の学校行事を実施する際の基本的な考え方はどうであるか。

- 学校行事は、生徒の学校生活に潤いや、秩序と変化を与えたリするものであり、その中でも学園祭の意義は特に3年生にとって大きいものと考えます。

文部科学省「教育活動の実施等に関する Q&A」で、生徒が密集して長時間活動する学校行事（運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など）は、感染の可能性が高い学習活動としつつも、感染拡大が継続していない地域では、感染状況を踏まえた適切な感染症対策を講じた上で実施できるとしています。

例えば文化的行事では、工夫例として次のことを挙げています。

- ・「小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとする」
- ・「学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流す」

つまり、学習発表会、音楽会、クラブ発表会、文化祭などは、開催する時期、場所や時間だけでなく、準備期間での練習や開催方法などにおいて、十分な感染症対策を講じるために、様々な工夫や配慮をする必要があります。

生徒が密集して長時間活動する学習活動であるため、身体的距離の確保や、会場等の設定などには特に配慮が必要です。

※「身体的距離の確保」について

文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(2020.8.6 Ver.3)によると、

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることを推奨しています。

なお、座席配置の一例を挙げながら、「これらはあくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようお願いします。」とされています。

Q18 学園祭等の準備を行う場所について考慮すべきことは何か。【更新】

- 熱中症予防に留意し、可能な限り屋外で実施することが望ましいと言えます。教室、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、扉や窓を広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）、手洗いを徹底することとします。また、長時間の利用を避け、身体的距離を確保できる少人数による利用としてください。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような活動や大声を出すような活動等は絶対に避けるようにします。

Q19 学園祭等において、合唱コンクールの実施は可能か。

- Q17 の基本的な考えを踏まえ、合唱コンクールについては、学園祭で行う意義を再確認するとともに、他の学習活動でそのねらいが達成できないか、また、実施する上ではステージのスペースが十分に確保できるか、ステージと観客との距離を十分に保つことができるかなども検討した上で実施の判断をしてください。

「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」（全日本合唱連盟）では、練習をする際には、前後2メートル、左右1メートルの間隔が必要として、マスクの着用も推奨しています。また、合唱活動は、感染のリスクが発生するものであるため、参加者の安全と感染拡大防止を最優先として、活動について慎重な判断をすることとし、あわせて参加者の意思を尊重し活動への参加を強制しないこと、家族等の理解や同意を得ることなどにもご留意することとしています。こうしたことでも参考にして判断してください。

*参考 「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン【高等学校版】（令和2年6月18日時点）」 3 学習指導について（3）実技指導や実習等を伴う教科の指導について

Q20 学園祭等において、吹奏楽、演劇、ダンスなどの部活動発表や生徒会企画、教室を使うクラス対抗の催し物、展示、文化部や委員会の展示や有志のバンド発表などを行うことは可能か。

- Q17 の基本的な考え方を踏まえ、部活動発表や生徒会企画などについては、事前に撮影した映像を流すなどの開催方法の工夫や感染症対策などについて十分に検討した上で実施の判断をしてください。

感染症対策を講じる際には、Q19 で示した「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」（全日本合唱連盟）の他に、「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（クラシック音楽公演運営推進協議会）、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（全国公立文化施設協会）等、業界団体が公表しているガイドラインも参考となります。

文化部やクラスの研究発表の展示などで教室を使う場合は、3密を避けるために入場者の制限を行ったり、入場時に手指消毒をお願いしたりするなどの感染症対策を講じることで、実施は十分に可能だと考えます。

一方、教室を使う催し物で、次のようなものは避けるべきと考えます。

- ・おばけ屋敷など暗幕をしたり密閉したりして行うような企画
- ・奇声や大声をあげがちなゲーム的要素が強い企画
- ・喫茶店など会話等が弾みやすく衛生管理も伴う飲食スペースを提供する企画

なお、有志のバンド発表などは、密閉した狭い空間で行うことが多く、また観客となる生徒等が奇声や大声をあげがちになることや、ステージと観客の距離が保ちにくくなる状況もあることなどから、万全な感染症対策を講じるとしても、実施にあたってはその意義を十分に検討すべきと考えます。

Q21 学園祭で模擬店を出店する際、どういうことに留意したらよいか。

- 学園祭で食品を扱う模擬店を出店する場合には、衛生管理に加え今年度は新型コロナウィルス感染症対策を行ったうえで、出店する必要があります。
- 現状においては、感染拡大防止の観点から、その場で調理をしながら飲食物を販売することはしないこととし、個包装したものを販売する等の企画を検討してください。また、実施にあたっては、出店者側、利用者側ともに手洗い、マスクの着用、換気、身体的距離の確保といった基本的な感染症対策に加え、「飛沫感染」「接触感染」を防止するため以下の対策に留意することが必要です。

● 「飛沫感染」防止の例

- ・密集、密接とならないよう店舗間の距離を十分に確保する。また、販売スペースを十分に確保し、生徒間の距離を確保する。
- ・身体的距離を確保し、混み合う場合は入場人数を制限するなど来場者同士の接触を避ける。また、会計を待つ際に間隔をとるための印をつける。
- ・会計処理をする場所にパーテーションなど仕切りを設ける。
- ・飲食スペースを設置する場合は、向かい合わせにならないように席を工夫したり、パーテーションを設置したりすること。

● 「接触感染」防止の例

- ・こまめな手洗い、清掃を徹底する。また、屋内で行う場合は、換気を徹底する。
- ・お金のやりとりは、トレーを用いる。
- ・店舗や飲食スペースなどの入り口に手指用消毒液を設置したり、机やいすなどをこまめに拭き取り消毒を行う。
- ・買った食品を複数でシェアしながら飲食しない、また、箸やスプーン、ストローなどを使いまわしない。
- ・飲み残し、食べ残しについては1か所で集め、蓋をするなどしてまわりに飛ばないようにする。また、使用済みのトレー・スプーン・箸などはビニール袋等に密閉して処理する。

なお、食品を扱う模擬店を出店する際には保健所へ「臨時営業届」を提出します。その際、衛生管理や新型コロナウィルス感染症対策について保健所と十分協議の上、実施する必要があります。

Q22 体育祭等の実施について、どういうことに留意したらよいか。

- 体育祭等の実施にあたっては、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法（例えば、半日での開催など）の工夫が必要と考えます。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて延期するなど、実施時期についても検討する必要があります。
- 特に、生徒が密集する運動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせることも考えられます。
- なお、開会式や閉会式での生徒の整列、生徒による応援、保護者等の参観、生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底してください。

Q23 学園祭等において、来場者を制限する必要があるか。

- 感染拡大防止の観点から、一般の来場は認めないことが望ましいと考えます。ただし、各校の実態に応じ、感染症対策を講じた上で保護者の来場を検討することが考えられます。その際は、次に示す人数制限を行い、「Q24. 来場者に対する感染症対策について」により感染症対策の徹底を図ってください。

〈人数制限の考え方〉

- ・収容定員が定まっている屋内の公共施設等を利用する際は、収容定員の50%以内で全体の入場者数を制限すること。
- ・学校の体育館等、収容定員が定まっていない屋内の施設を利用する際は、身体的距離を確保した上で収容できる人数を推計し、それを上限とすること。
- ・屋外については、テント等の観覧エリアを指定し、そこにおいて身体的距離を確保した上で収容できる人数を推計し、それを上限とすること。

Q24 学園祭等において、来場者に対する感染症対策で留意すべきことは何か。

○ 以下の事項に留意してください。

- ・入場前に、検温や健康チェックを行うこと。
- ・来場者名簿を作成し、氏名・連絡先を把握すること。名簿は個人情報の取扱いに十分注意しながら、2か月間保管すること。
- ・以下の「来場者が遵守すべき事項」については、事前に来場者へ周知すること。また、当日は適宜、放送等を用いて来場者へ呼びかけるなど、感染症対策の徹底を図ること。

＜来場者が遵守すべき事項＞

- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限・入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航又は在住者との濃厚接触がある場合は入場を自粛すること。
- ・屋内、屋外を問わず、身体的距離の確保に努めること。
- ・マスクを持参すること。着用に際しては熱中症予防を考慮すること。
- ・入退場の際は手指消毒を行うこと。
- ・大きな声での会話や声援は行わないこと。
- ・来場後14日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、学校関係者へ速やかに報告すること。

Q25 商業デパートや収穫祭など、実習製品の販売などを行う販売実習などは、通常通り計画・実施して良いか。

- 販売実習を行う場合にも、今年度は新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で実施する必要があります。その際にはQ21の考え方も踏まえ、手洗い、マスクの着用、換気、身体的距離の確保といった基本的な感染症対策に加え、「衛生管理」や来場者受付時の健康観察などの徹底、「飛沫感染」「接触感染」の防止の徹底などが重要です。Q24で示すように、生徒や来場者が遵守すべき事項を、次に示す例なども参考にプリントにまとめて配布することで徹底を図ることも必要です。また、来場者を保護者に限定したり、一般来場者を認める場合は、連絡先の提供を求めたりすることを徹底することが必要になると考えます。

● 「飛沫感染」防止の例

- ・ 店舗で活動する生徒のマスクやフェースシールドの着用を徹底する。
- ・ 会計を待つ際に適切な間隔をとるよう、床面に印をつける。
- ・ 商品を陳列する場合は、個包装を徹底する。
- ・ 会計のレジをシートで区切ったり、パーテーションを設けたりする。
- ・ 飲食スペースを設置する場合は、向かい合わせにならないように席配置を工夫したり、パーテーションを設置したりするなど工夫する。

● 「接触感染」防止の例

- ・ 出入り口に消毒液を設置するなど入退場時の手指消毒や会場の清掃を徹底する。
- ・ 密集、密接とならないよう店舗間の距離を十分に確保する。
- ・ レジ処理や包装作業などで生徒が密集、密接しないよう、販売スペースを十分に確保する。また、レジ処理や包装作業の生徒は役割分担を明確にする。
- ・ トレー等を活用した金銭の授受を行う。
- ・ 販売会場への入場制限を行い、来場者同士の接触ができるだけ避ける。必要に応じて、事前に整理券の配布などを行い、来場時間の調整を図る。
- ・ ゴミはできるだけ1か所で集め、蓋をするなどしてまわりに飛ばないようにする。処理する際は、手袋、マスクを着用し、ビニール袋等に密閉する。その際使った手袋やマスクは廃棄し、必ず手を洗う。

*参考資料 令和2年7月17日付け文部科学省初等中等教育局事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて（一部更新）」

Q26 オープンスクールを実施する際の、県外からの参加者について留意すべき点は何か。

- 遠方からの参加者への配慮から、自校での開催に併せて、オンライン開催も検討してください。
- 国や各都道府県が独自に示す県境をまたいだ移動の自粛、制限等の方針を注視しつつ、自校での開催に当たっては、感染症拡大防止に最大限努めてください。
- 自校での開催の場合、Q24 を参考に、来場者名簿の作成、遵守すべき事項の徹底を図ってください。